

「農地を守り！次世代に引き継ぐお手伝いをします！」

農地中間管理機構だより



随時発行

発行者：農地中間管理機構(公益社団法人宮崎県農業振興公社)

◆ 第15号の内容

- 1 農地中間管理事業に関する市町村担当者会議を開催しました
- 2 農地中間管理事業の広報活動について
- 3 農地中間管理事業審査会(10月)について
- 4 県内での取組事例地区紹介(11)



1 農地中間管理事業に関する市町村担当者会議を開催しました

県と機構は、10月9日(金)に農地中間管理事業に携わる市町村及び農業委員会、JA、県出先事務所等の担当職員約130名の出席のもと担当者会議を開催しました。

会議では、県から①農業委員会法の改正について、②「荒廃農地の発生防止・解消状況に関する調査要領」の一部改正等について説明が行われました。次に機構から③農地中間管理事業の進捗状況等について、重点実施地区の9月末時点での見直し状況や以前から要望が出されていた農地中間管理事業における期間貸借の権利設定の手続きの方法について説明を行いました。参加者からは、期間貸借の手続きの適用時期や適用範囲等についての確認や要望が出され、機構からは今後、該当案件がある場合については個別に相談してほしい旨の説明を行いました。

続いて、県から④平成28年度予算の概算要求情報について説明が行われました。特に、機構集積協力金交付事業における農地の出し手に対する支援が、機構を介して新たに担い手に集積される面積に応じて算出された金額の範囲内で、県が交付単価を調整し各事業を実施する。という内容について、地域集積協力金の試算表や担い手の定義の資料を用いて説明を行いました。参加者からは、「地元はどう説明すればいいのか」、「やっとな制度の周知が進み、来年度に向けて事業推進している地区もある中で、1年で考え方を変わるというのはいかがなものか。地元で説明できない」、「農地は担い手だけが耕作しているものではない、すべての農家を対象にしてほしい」等の多くの意見が出されました。県からは「出された意見は真摯に受けとめ、現場が混乱しないよう対応を検討するとともに機会あるごとに国にも要望していきたい」と説明がありました。

現場では、地元への事業説明や膨大な書類整理等の御苦勞をさせていただいております。今後とも、農地中間管理事業が地域農業の発展に寄与することを願い、取り組んでまいりますので、皆様の御協力をよろしくお願いいたします。



担当者会議の様子

2 農地中間管理事業の広報活動について

平成27年度は農地中間管理事業も本格実施の2年目であり、事業取組を加速化していく必要があります。このため機構では、農地の所有者(出し手)をはじめ多くの県民の皆様が事業を知ってもらうためにテレビ、ラジオ、新聞等のマスメディアを活用した広報を今月末から年末にかけて集中的に行います。

特に、農地所有者や相続人に対しては、農地所有者の権利を重視した新しい農地制度であり安心して機構へ貸出しができることを、農地利用者に対しては、機構が農地を面的に集約しながら貸出す制度であることを周知していきます。周知方法は、県内の民放テレビ2社及び民放ラジオ1社での1カ月間(10/26~11/25)のスポットCMやテレビ番組中の情報発信、新聞2社による2回の広告掲載を予定しています。また、事業パンフレット(A3)やポスター(A1)も製作し、市町村等へ配布しますので御活用をお願いします。

農地中間管理事業の新聞広告

農地中間管理事業の広報用ポスター

3 農地中間管理事業審査会（10月）について

機構は、10月21日（水）に平成27年度7回目となる農地中間管理事業審査会を開催しました。今回の審査会では、**重点実施地区17地区**と**個別案件**としてリタイアされる農業者等の農地を対象に審査を行いました。重点実施地区17地区のうち**6地区**は、本年度の重点実施地区として初めて農地中間管理権を取得する地区です。いずれの地区も、これまで地元での話し合いを通じて集落で農地の集積・集約化に取り組むところです。

また、12月末までの農地中間管理権の設定に向けて、現在、**47地区**の重点実施地区で、利用権設定に向けた手続きが各地域で行われています。取り組むに至るまでも大変な労力を要しますが、さらに決まってからの利用権設定手続きにも多くの労力と時間を要します。手続きに係る書類整理にあたっては、各市町村事業推進チーム内での連携をよろしくお願いします。

【農地中間管理権取得等の審査地区】

◆重点実施地区17地区（うち新規地区6地区）

（国富町・日南市・都城市・小林市・えびの市・新富町・木城町・川南町・門川町・美郷町・高千穂町）
・機構が借り受けて貸し付ける農地面積 192.7ha

◆離農する農業者及び隣接する農地を貸し付ける農業者等（86名）

（都城市・えびの市・新富町・川南町・都農町）
・機構が借り受けて貸し付ける農地面積 31.4ha

10月審査面積 224.1ha
平成27年度転貸面積累計 472.2ha

4 県内での取組事例地区紹介（11）

第11回目は、東臼杵管内で重点実施地区として取り組んでいる門川町の「庵川東地区」の紹介です。

本地区は、門川町役場から北東に約3kmの門川湾に面する水田地帯（28ha）で、水稻やミニトマトの施設園芸が盛んな地域です。

地区内には基盤整備された農地が約300筆あり、一部鳥獣被害の深刻な農地もあります。現状では、耕作放棄地は発生していませんが、農家の高齢化は進んでおり、今後は管理が困難となる農地が発生することが懸念されています。

農地中間管理事業の活用にあたっては、庵川地区農用地利用改善組合の役員が中心となって事業推進に取り組み、地区内での話し合いは10回以上にも上りました。その中で、「営農条件が良くない農地は受け手がいない」などの意見が出される中、「このままでは、将来、地区の農地は維持できなくなる」、「地区の農地は自分たちで守っていききたい」などの声もあり、地域の財産である農地の有効活用のために農地中間管理事業に取り組むことになったところです。

農地中間管理機構を活用して農地貸借を行うことにより、地区内で耕作している担い手の分散した経営農地の集約化と、将来にわたって地域の農地の有効活用を図っていくことを目指し取り組んでいます。



庵川東地区で機構を介して貸借される農地

<庵川東地区での農地中間管理事業に係る取り組み経緯>

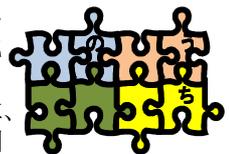
- ◆H26. 9.16 農用地利用改善組合の役員と事業取組に関する打合せ
- ◆H26. 10.24 農用地利用改善組合の総会において、事業概要の説明及び今後の農地利用に関するアンケート調査を実施
- ◆H27. 2.13 農用地利用改善組合役員等を対象にアンケート結果の説明
- ◆H27. 4.13 農用地利用改善組合役員会において事業取組を決定
- ◆H27. 7.24 地区内の地権者・耕作者を対象とした事業説明会
- ◆H27. 9～ 利用権設定の書類作成・押印作業開始



山手側から地区全体を望む

<農地第一課より>

農地中間管理事業は、今後、10年間で農地の8割が担い手によって利用されることを目的としています。ただ利用するだけではなく担い手の耕作する農地を集約化（まとめる）していくことが重要です。集落内の農地を集落営農法人1者で耕作する場合は問題ありませんが、大小様々な経営体が耕作している場合は、リタイア農家の農地を機構を介して利用権を設定するだけでは農地の集約化は図れません。既に利用権設定している農地も含めて集落全体で将来の農地利用について話し合いを行い、段階的に農地の集約化が図れるようその必要性を周知していく必要があります。（事業担当）



農地中間管理機構だよりに関するご意見・ご要望は下記までお願いします。

公益社団法人 宮崎県農業振興公社 農地第一課 電話（直通） 0985-78-0210

メール mk-kosha@tulip.ocn.ne.jp